

平成24年9月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
福祉生活病院常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
福祉生活病院常任委員会.....	9
企画県土警察常任委員会.....	1 7

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 20 (24. 9. 13)	福祉保健	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出 について	B型・C型肝炎全国センター（すべての肝 炎患者の救済を求める全国センター） B型・C型肝炎救済鳥取の会	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
24 年－ 20 (24. 9.13)	福祉保健	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について ▶請願趣旨 わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行する重大な病気である。患者たちは病状の悪化と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人ものB型・C型肝炎患者が肝硬変、肝がんなどで亡くなっている。 「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法（特措法）」が平成20年1月に成立したが、カルテなどによる血液製剤投与の証明が条件のため、裁判で救済される薬害患者は一握りで、C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者は対象外である。 集団予防接種が原因で感染したB型肝炎については、「B型肝炎感染者への給付金支給に関する特措法」が成立したが、母子感染ではないという証明など、条件を満たして裁判で救済されるのは数万人とされ、立証できない大多数の患者や死亡した肝硬変、肝がん患者は救済の対象外に置かれている。 国内最大の感染症被害を招いたことに対する国の責任と、患者を救済する責務が明記された肝炎対策基本法が平成22年1月に施行されたが、現行の個別法によって法的救済・補償を受けられるのはごく一部にすぎない。注射器や輸血、薬害などによるB型・C型肝炎患者に対して、国が被害を償い、患者が安心して治療を続けられるよう、治療と生活を支える公的支援制度を確立することが、一日も早く求められている。 肝炎対策基本法は「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのほか、	B型・C型肝炎全国センター（すべての肝炎患者の救済を求める全国センター） B型・C型肝炎救済鳥取の会 （紹介議員） 小 谷 茂	

福祉生活病院常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

		肝炎予防・肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者・家族への支援などの肝炎対策に取り組むよう求めている。 ▶請願事項 B型・C型肝炎患者を救済するため、肝炎対策基本法にもとづき、下記の事項について速やかに必要な措置をとることを国会及び政府に求める意見書を採択すること。 1、肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化を進め、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。 2、肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者の救済をはかること。 3、治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。 4、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。 5、「薬害肝炎救済特措法」による救済の枠組みを広げ、血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を広く救済する措置を講じること。 6、B型肝炎特措法の改正を行い、集団予防接種の注射器の連続使用による感染の可能性のあるB型肝炎患者を広く救済する措置を講じること。 7、医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療が続けられる環境を整備すること。	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 17 (24. 9. 11)	福祉保健	鳥取県にアレルギー疾患の拠点となる医療機関を設置することについて	食物アレルギー児を持つ親の会 ナチュラル	
福 24年ー 18 (24. 9. 11)	福祉保健	4年制看護大学を設置することについて	鳥取県看護連盟	
福 24年ー 19 (24. 9. 13)	福祉保健	誘致等により看護師等養成所を設置することについて	鳥取市看護師等養成機関の新たな設置検討会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

企画県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
企 24年ー 16 (24. 8. 31)	警 察	八橋警察署庁舎建替え計画について	大山町長	

陳情一覧表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年ー 17 (24. 9.11)	福祉保健	鳥取県にアレルギー疾患の拠点となる医療機関を設置することについて ▶陳情理由 今日の日本において、食物アレルギー疾患は増加傾向にある。特に、鳥取県の児童生徒は、全国的にみてアレルギー疾患の罹患率が高率であるという報告がある。喘息などは全国平均のほぼ2倍という結果が出ている。 アレルギー疾患の中でも、食物アレルギーは毎日の食事に関わるため、患児だけでなくその家族の苦労は並大抵のものではない。 食物アレルギーと診断されたら、その日から子供だけでなく家族全体の生活が一変する。今まで当たり前食べていた卵・乳製品・小麦などが微量でも一切摂取できなくなり、調味料や加工食品なども利用できなくなる。外食や旅行なども気軽に行えなくなる。親は食物アレルギーについての学習を始めるところから始まり、その日の献立もどうやって作ればいいのか、どこにいけば食材が手に入るか等、生活自体が困難な状況に陥る。母親が母乳育児を続ける場合、母親自身も除去食を行う生活が始まる。初めての子供の場合、通常の育児だけでも大変なところにさらにストレスが加わり、ノイローゼ状態に陥ることも少なくない。 子供が大きくなるにつれ悩みも変化していき、成長発育の心配や、幼稚園や小学校の給食の問題など、さらなる困難の連続が続いていく。 食物アレルギーの有病率は乳児が約10%、3歳児が約5%、学童以降が1.3～2.6%といわれている。ちなみに鳥取県の学童は3%である。大半の子供は就学前までには寛解するが、治らずに大きくなるまで持ち越す子供もいる。小学生以降に新規で発症するケースもまれではなく、学校で発症した食物アレルギー	食物アレルギー児を持つ親の会 ナチュラル	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		ギー症状の約 60 %は新規であったという報告もある。また大人になってからでも発症するケースは増えており、決して他人事ではなく、誰にでも起こり得る病気であるといえる。 食物アレルギーの患児とその家族を支えるためには、それらを取り巻く地域や学校からの支援も必要だが、最も重要な基盤となり支えているのは医療である事はいうまでもない。しかし米子のアレルギーに関する医療環境は十分整っているとはいえず、患児とその家族にとって困難な状況が続いている。 米子市の小児科や皮膚科を受診すると、病院ごとに異なった治療方針が下される。軽い場合は、仮に不適切な治療方針であっても治るかもしれないが、重度の場合当然改善するはずもなく、次々と病院を渡り歩き、信頼できる医師に出会うまで無駄に時間を過ごすことになる。乳児の場合、食物アレルギーは主にアトピーとして皮膚に症状が出やすく、皮膚は真皮がむき出しになり滲出液でドロドロ、顔は腫れあがり、髪の毛は抜け、夜間も痒みから泣き続け、母も子も悲惨な状態になる。適切な治療を施行する病院に辿り着くまで何日もその状態が続く。その後信頼できる医師に出会い、適切な治療が始まると、症状は劇的に改善する。しかし、それは入口に過ぎず、そこから長い闘病生活が始まる。 食物アレルギーの分野は今まさに過渡期にあり、今まで正しいとされてきたことが、いきなり覆されることもよくある。であるから毎年新しい情報をきちんと更新していかないと、間違った情報を流す危険性がある。まして世間には様々な情報が入り乱れていて、それらの情報がお母さん達を余計に混乱させている。 小学生以降も治らない場合、鳥取県ではそれ以上の治療を受けられる医療機関が無い為、東京や関西などの病院に通うしかない。その治療を受けたからといって 100 %治る保障は無いが、常に食品によって命を脅かされ、生活にも制限が加わる毎日から解放されるのであればと、子供も親もわずかな可能性を信じ、積極的に治すための治療を受けたいと願う。現に米子から横浜まで通院しているご家族もある。交通費や宿泊費、自由診療のため医療費もばかにならない。そして遠方であるがゆえにきめ	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		の細かいフォローを受けることは出来ない。この方法は経済的な負担や通院に要する負担が大きく、何とか治してやりたいという強い思いはあっても、一般家庭では現実的に難しいと思われる。地方に住んでいるということで希望する医療が受けられないという現状に、医療レベルの格差を感じる。 平成23年度に発表された厚生労働省の報告書によると、「アレルギー疾患に対する専門的・集学的な対応が可能な医療機関を地域毎に確保することが必要である。このような医療機関は、少なくとも都道府県に一ヶ所程度は確保することが望まれる。」という具体的方策が示された。 隣の島根県は島根大学が出雲市学校給食のアレルギー対応について体制作りなどに深く関わっている。また、医師会などにも働きかけ、正しいアレルギー診療の啓発を行い、現在では開業医レベルで統一した診療が行われるようになった。また、島根県全体でも統一した診療が行えるよう、基幹病院にアレルギー外来を設けるといった構想もあると聞いた。 昨年鳥取大学附属病院の外来に問い合わせをしたことがある。食物アレルギー児を診ていただきたいが、どうしたらよいかという旨の質問をしたところ、「当院には小児のアレルギー専門医がおりません。新規の方は受け付けない方針になっております。必要でしたら開業医を紹介いたします。」という回答をいただいた。 市内の病院でアレルギー外来があるのは医療センターだけである。そこにも問い合わせをしたが、「外来はしていますが、専門医ではありません」という回答であった。 診断の確定には経口負荷試験が必須であるが、それすら実施していない施設が大半を占めている。経口負荷試験は各自家庭で実施してくださいという方針である。私の子供などは微量でもアナフィラキシーを起こすので、そんな危険なことを勧めるやり方は信じられない。(市内の一部小児科クリニックは適切な診断を行っている。) 確定診断に必要な経口負荷試験は重篤な過敏症状が惹起されることがあるという前提で体制作りがなされるべきである。軽	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	症な場合は入院設備のない施設でも可能であるが、重篤な症状誘発のリスクがある場合、経口負荷試験に熟練した医師が行うこと、専従の看護師や栄養士など配置が可能な施設で行うこと、緊急時の対応が可能で、翌日まで経過観察や治療が行える入院設備が整備された施設で行うことが望ましいとされている。残念ながらそのような十分な体制が整った病院は現在鳥取県内にはない。 そこでお願いしたいことは、鳥取県にアレルギー疾患に対する専門的・集学的な対応が可能な医療機関を少なくとも一ヶ所程度設置していただけないかということである。そして、そのような拠点病院としての役割を担うのは、鳥取大学附属病院が最適であると考えます。 具体的方法として、大学にアレルギー外来を設置し、県内のアレルギー診療の基盤を作っていただきたいと願うものである。 大学病院でしかできない医療があると思うが、治療が確立されていないアレルギー疾患の分野こそ大学病院の環境が必要であり、取り組む意義があるのではないかと考える。鳥取県はニーズが大きいにも関わらず、アレルギー専門医の数が少なすぎるように思う。患者数は今後増えることはあっても減ることはないと言われており、しかも鳥取県の罹患率は全国的にみても高い現状にあるにもかかわらず、その地域を担う大学病院に小児のアレルギー専門医が不在というのはいかなるものかと思う。 まず、早急に小児のアレルギー専門医を呼び寄せていただき、アレルギー外来の体制作りを進めていただきたいと強く要望する。 さらに大学ならではの役割として、アレルギー分野の研究と人材育成に、もっと力を入れていただきたくお願い申し上げる。また、地域の医療機関や患者家族に対し正しい知識の啓発を行う役割や、学校などのアレルギー対応の体制作りにおいて支援を行うなど、地域におけるアレルギーの拠点病院としての役割も担っていただきたい。 そして、近い将来アレルギーに関する最先端の医療が、この	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		鳥取県に住んでいても受けられるようになる日がくることを、心から待ち望んでいる。 アレルギー外来に対する県民のニーズは大きく、アレルギー疾患の増加に伴いこれから柱となる部門になることは間違いないと思う。大学病院の体制が整ったら、順次東部、中部の基幹病院にもアレルギー外来を設置し、鳥取県全体で統一した診療が行われるよう整備を進めていくことが望まれる。 最後に、アレルギー疾患の罹患率が高い鳥取県において「子育て王国鳥取県」を宣言されるのであれば、アレルギー対策においても他県から手本となる位先進的な取り組みを是非とも行っていただきたいと強くお願い申し上げる。 ▶陳情事項 鳥取県にアレルギー診療に対する専門的・集学的な対応が可能な医療機関を少なくとも一ヶ所程度設置していただきたい。そのための具体的な提案として、鳥取大学附属病院にアレルギー外来を設置することを望む。		
24 年－ 18 (24. 9.11)	福祉保健	4 年制看護大学を設置することについて ▶陳情理由 鳥取県は、全国より早いスピードで高齢化が進展しており、今後益々、医療機関、福祉機関、さらには在宅において種々の質の高い看護・福祉サービスが求められている。加えて、大都市の高齢化の進展により、本県から看護・福祉関係の人材流出を生じることが必至である。 しかしながら、県内の看護師は、県の第七次看護職員需給見通しでも示されているように、慢性的に毎年 300 人程度不足している状況にある。 更には、今後、医学の進展に伴い、高度な医療の提供も予想されることから、それに対応した質の高い看護師の養成も必要となっている。 ついては、県立の看護大学の設置については、県の厳しい財政事情等もあり、見送られているが、今やもう待ったなしの状	鳥取県看護連盟	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		況であり、下記の事項について検討していただくよう陳情する。 なお、平成 24 年 7 月 30 日付要望書については、取り下げをするのでよろしくお願いする。 ▶陳情事項 鳥取県及び倉吉市が中心となって学校法人藤田学院に働きかけ、鳥取短期大学とは別に新たに 4 年制の看護大学看護学部を設置していただきたいこと。		
24 年－ 19 (24. 9. 13)	福祉保健	誘致等により看護師等養成所を設置することについて ▶陳情理由 鳥取県東部の病院では看護師が大幅に不足し、ときに病棟閉鎖や集約を余儀なくされ、病院の運営が困難となっている。これまで県を中心として看護師養成・確保のための様々な施策を実施されてきたが、いまだ状況は改善されていない。 県東部の看護師養成所の定員は、県西部や松江地区、出雲地区、さらには他地域と比較しても圧倒的に少ないのが現状である。 一方で公立の看護師養成学校を新規に設立するには、多額の経費がかかり、その運営維持は困難を極める。さらに諸般の社会経済事情からも、その設立は容易ではない。しかしながら、今看護師不足は喫緊の課題であり、早急に対策を講じないと、近い将来地域医療の崩壊につながる可能性がある。 また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、地域の高齢者を支える上で、また病院機能維持・向上を図る上でなくてはならない職種であるが、絶対数が不足しているため、必要人数が確保できない現状である。要因は、現在県東部にその養成学校がなく、県西部や島根県さらに岡山県・関西圏の専門学校に依存せざるをえない状況で、これら専門職員確保に、各病院は東奔西走しているところである。 このような状況に鑑み、鳥取県東部病院協会から鳥取市議会に対して、看護・医療系専門学校誘致についての陳情を行うと	鳥取市看護師等養成機関の新たな設置検討会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		ともに、この陳情・採択を受け鳥取市が設置した「看護師等養成機関の新たな設置検討会」において、学校誘致等による新たな看護師等養成機関の設置方策について議論を重ねてきた。 そして、この検討会において3回にわたる議論を経て、別添のとおり「看護師等養成機関の新たな設置についての提言書」を取りまとめた。 看護師等養成機関の設置は、地域で地域医療を担う人材を地域で育成し、地域の看護師不足を解消するだけでなく、若者定住、地域活力の創造からも喫緊の課題であり、必ず実現しなければならないと考えている。 鳥取県議会におかれても、鳥取県東部地域におけるこのような実情を御賢察いただき、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などを養成する看護師等養成所の誘致等による鳥取市への設置を強力に支援していただくようお願いする。 なお、東部病院協会の院長は、看護師等養成機関設置の実現に向け不可欠な実習施設や実習指導者の確保について、協力することに同意している。 ▶陳情趣旨 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などを養成する看護師等養成所の誘致等による鳥取市への設置を支援していただきたい。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 16 (24. 8.31)	警 察	八橋警察署庁舎建替え計画について ▶陳情要旨及び理由 住民の安心・安全の確保は、行政最大の使命であるが、地方においてその責務を果たす関係機関として地方公共団体、警察署、消防署等がある。 とりわけ警察においては、駐在所警察官を通じて地域活動に溶け込み、住民からの信望も厚く、長年にわたり地域の安全・安心に大きな貢献を果たしてきたものと理解している。 しかしながら、近年、犯罪件数の増加や多様化の傾向が見受けられるにも関わらず、合理性、効率性を追求するあまり、署の再編や駐在所の再編により、警察は地域から遠ざかりつつあるように感じられる。 大山町は、平成 17 年 3 月に、3 町合併により誕生した。合併以前は、旧中山町は八橋警察署の、そして旧名和町、旧大山町は米子警察署の管轄であった。平成 16 年 2 月に、鳥取県警本部から署の再編計画が提示され、米子警察署管内に所属していた旧名和町、旧大山町では町、議会、町民や各種団体による反対活動を行ったが、平成 17 年から、旧名和町、旧大山町は、旧中山町と共に八橋警察署の管轄に置かれることが決定された。 現在の八橋警察署庁舎位置は、管轄区域の東端にあたり、大山町民にとっては利便性に欠けるばかりでなく、緊急時の警察業務遂行においても、支障を来すことが予測されることから、大山町は、警察署再編後も、八橋警察署庁舎位置は、管轄区域の中心地であることが望ましいとの考えをもとに、老朽化の激しい八橋警察署庁舎の建替えの際には、管轄区域の中心地への移転を要請してきた。 合併前の旧名和町では、警察署再編に関するアンケート調査を行い、アンケート調査で明らかになった住民の不安をもとに、	大山町 町長	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		鳥取県警察本部に照会を行い、平成16年4月26日付け、鳥務発第367号「警察力強化のための組織再編計画」に関する照会に対する回答について」において鳥取県警察本部長は、「八橋警察署が管轄区域の東端に位置することで、再編によって管轄警察署が一部従来より遠くなる地域がありますが、将来、八橋警察署を建て替える際に、住民の皆さんからの意見も考慮しながら、治安上適地なる場所を選定することを考えております。」との回答をいただいた。 これらの経緯を踏まえると、当然、大山町民は、管轄の中心に位置する大山町中山地内に建設されるものと思量していたが、先般6月12日開催された鳥取県議会企画県土警察常任委員会において、鳥取県警察本部は、新たな八橋警察署庁舎の建設位置を、諸般を勘案のうえ、琴浦町赤碕付近にという決定を下された。 このことは、今後の大山町の民生安定に大きな影響を与えるとともに、警察と住民、行政、議会との信頼関係を覆す重要な問題であること、併せて建替え地の適地として列挙された、交通アクセスの利便地、海拔等の要件を適える用地は、次に示すとおり大山町内にも多く存在するところである。 八橋警察署を大山町中山地内に建設することの優位性 1 大山町中山地内は、八橋警察署が管轄する地域のほぼ中心に位置し、山陰道と国道9号線を結ぶ交通の要所となるところであり、八橋警察署管内で発生する事故、犯罪に迅速かつ適切に対応できる場所にあること。 2 大山町中山地内は、国道9号線沿線においても海岸からの標高が高いため、現在想定される以上の地震による津波が押し寄せても警察署に被害が生じる可能性がほとんどないこと。 3 大山町中山地内は、位置の優位性に加え、用地の取得にあたって、赤碕以東の地価よりも価格が安く、建設にあたって経費の低減を図ることができるため、県民の負担を抑えることができること。 など、大山町に八橋警察署庁舎を建設する優位性は非常に高いものがあると考えている。	
--	--	---	--

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		更に、本町においては、無償で用地の提供を申し出られた方もある。 また、八橋警察署庁舎が本町に建設される場合には、町として用地の確保について最善の努力をいたす所存である。 鳥取県警察本部の公表されている資料を見ると、本町における刑法犯認知件数が平成 22 年の 46 件が平成 23 年は 89 件に、窃盗犯認知件数が平成 22 年の 37 件が平成 23 年は 73 件と急激に増加している。 また、本町には国立公園大山があるが、大山では年間を通じて登山者が多く、登山者の遭難が発生することや、春や秋の山菜が採れる時期には行方不明者が発生するケースもあり、遭難者等の救援のためには迅速な捜索が求められるところである。 さらに、現在鳥取県では、韓国、ロシアなどと貨客船を活用した国際交流を推進されており、交流人口の増加により、大山での遭難や治安の悪化は当然想定されるものであり、それらに対しても迅速に対応する必要がある。 6 月 12 日の鳥取県議会企画県土警察常任委員会での報告では、島根原子力発電所からの距離や警察署までの交通アクセス等も考慮されているとのことであるが、西風の強い鳥取県西部においては、中国から飛来する黄砂の事例を考えてみてもわかるとおり島根原子力発電所から 50 キロメートルであるか、60 キロメートルであるかは、大きな相違ではなく、緊急の際には、更に遠方の施設が拠点にならざるを得ないものと考えられ、原発からの距離云々ではなく日常的な警察業務を主眼に警察署を配置することが県民の望むところであり、必要とされるところであると思量されるところである。 また、交通アクセスについては、現在の米子警察署の立地する位置を見ても、JR やバスの便を考慮したものとは考えられず、八橋警察署管轄内の住民が等しく利便を受ける位置に建設することが、広く県民の皆様に理解を得ることができ、さらに利便を得るものであると考えるので、大山町及び大山町議会は、さきの計画案見直しについて、先般も要望書、意見書を提出したところである。 この度、下記の事項について、速やかに検討されるよう強く	
--	--	---	--

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		陳情する。 記 八橋警察署庁舎は、八橋警察署管内の住民の安全・安心をより等しく保障するため、管轄区域の中心に位置し、かつ平成25年度末の山陰道開通により、交通便利地となる大山町中山地内に建設すること。		
--	--	---	--	--

企画県土警察常任委員会・陳情

